

京 都 大 学 事 務 委 任 等 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3条 総長は、各部局並びに事務本部の各部、プロボストオフィス、<u>公正調査監査室</u>、監事支援室及び不正防止実施本部事務・DX推進室（以下「事務本部の各組織」という。）の長に、旅行命令又は旅行依頼に関する権限のうち、それぞれ当該部局又は事務本部の各組織の教職員等に対し旅行命令を発し、及び当該部局又は事務本部の各組織の教職員等以外の者に対し当該部局又は事務本部の各組織の用務に係る旅行依頼を発する権限を委任する。</p> <p>第4条 総長は、人事事務のうち、部局又は学系若しくは全学教員部における次の各号に掲げる権限については、教員にあっては当該教員が所属する学系又は全学教員部（以下「学系等」という。）の長（全学教員部にあっては当該教員が所属する全学機能組織（国立大学法人京都大学教員選考規程（平成27年達示第76号）第2条第3項に定めるものをいう。）を担当する理事。以下同じ。）に、教職員等（教員を除く。）にあっては当該部局の長に委任する。この場合において、学系等の長は、必要と認めるときは、委任された事項について、当該学系等及び部局の定めるところにより、当該部局の長に再委任することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 人事事務のうち、部局又は学系等における次の各号に掲げる事項については、教員にあっては当該教員が所属する学系等の長が、教職員等（教員を除く。）にあっては当該部局の長が専決するものとする。ただし、学系等の長が専決するものとされた事項のうち、当該学系等及び部局が指定する事項については、当該部局の長に専決させることができる。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 次に掲げる有期雇用教職員又は時間雇用</p>	<p>第3条 総長は、各部局並びに事務本部の各部、<u>総長オフィス</u>、プロボストオフィス、<u>CFOオフィス</u>、監事支援室及び不正防止実施本部事務室（以下「事務本部の各組織」という。）の長に、旅行命令又は旅行依頼に関する権限のうち、それぞれ当該部局又は事務本部の各組織の教職員等に対し旅行命令を発し、及び当該部局又は事務本部の各組織の教職員等以外の者に対し当該部局又は事務本部の各組織の用務に係る旅行依頼を発する権限を委任する。</p> <p>第4条 総長は、人事事務のうち、部局又は学系若しくは全学教員部における次の各号に掲げる権限については、教員にあっては当該教員が所属する学系又は全学教員部（以下「学系等」という。）の長（全学教員部にあっては当該教員が所属する全学機能組織（国立大学法人京都大学教員選考規程（平成27年達示第76号）第2条第3項に定めるものをいう。）<u>又は教育研究組織（国立大学法人京都大学教員選考規程第2条第2項に定めるものをいう。）</u>を担当する理事。以下同じ。）に、教職員等（教員を除く。）にあっては当該部局の長に委任する。この場合において、学系等の長は、必要と認めるときは、委任された事項について、当該学系等及び部局の定めるところにより、当該部局の長に再委任することができる。</p> <p>(1)・(2) } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>(1)～(12) } (同 左)</p> <p>(13) (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>教職員を任免すること及びその給与を決定すること。</p> <p>ア 医員 イ 医員（研修医） ウ 医師（非常勤） エ 歯科医師（非常勤） オ 講師（非常勤） カ ティーチング・アシスタント</p> <p>キ リサーチ・アシスタント ク 雇用予定期間が1か月未満の時間雇用教職員</p> <p>(14)・(15) 3・4 } (略) (中略)</p> <p>第9条の5 <u>総長は、本学全体に係る国際教育交流に関する事務（次項に掲げるものを除く。）については学生担当の理事に、国際交流会館に関する事務（次項に掲げるものを除く。）については国際担当理事に、本学全体に係る大学院横断プログラムに関する事務及び教育関連補助金等に関する事務（次項に掲げるものを除く。）については教育担当の理事に委任する。この場合において、学生担当の理事、国際担当の理事及び教育担当の理事は、必要と認めるときは、委任された事項について、国際・共通教育推進部長に再委任することができる。</u></p> <p>2 <u>本学全体に係る国際教育交流に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務については学生担当の理事が、国際交流会館に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務については国際担当の理事が、本学全体に係る大学院横断プログラムに関する事務及び教育関連補助金等に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務については教育担当の理事が、専決するものとする。</u></p> <p>(1) <u>日本留学試験の成績照会登録</u> (2) <u>寄附金の申請及び受入れの決定</u></p>	<p>ア } イ } (同左) ウ } エ } オ } カ } キ <u>ティーチング・アソシエイト</u></p> <p>ク } ケ } (同左)</p> <p>(14)・(15) 3・4 }</p> <p>第9条の5 <u>削除</u></p>

改正前	改正後
<p>(3) <u>教育関連補助金、各種奨学金及び国費外国人留学生等に係る申請及び報告書等の提出</u></p> <p>(4) <u>国際交流会館の消防計画等の届出</u></p> <p>(5) <u>スーパーグローバル教育プログラムに係る会議に関すること及び修了認定書の発行</u></p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、学生担当の理事、国際担当の理事及び教育担当の理事は、前項各号に掲げる事務のうち軽微なものについては、国際・共通教育推進部長に専決させることができる。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>第12条 第3条及び第4条第1項の規定により委任を受けた各部局、各学系等又は事務本部の各組織の長並びに第4条第2項の規定により当該事務を専決することとされた各部局又は各学系等の長は、その事務を、部局又は事務本部の各組織にあつては当該部局又は事務本部の各組織の職員に、学系等にあつては当該学系等の事務を処理する事務組織の職員に専決させることができる。この場合において、当該部局、学系等又は事務本部の各組織の長は、その専決をさせる者及び範囲を定め、これを当該専決をさせる者に通知しなければならない。</p> <p>2 <u>第9条の5第1項の規定により委任を受けた学生担当の理事若しくは国際担当の理事若しくは教育担当の理事又は国際・共通教育推進部長及び同条第2項の規定により当該事務を専決することとされた学生担当の理事若し</u></p>	<p>第9条の6 <u>総長は、国立大学法人京都大学におけるネーミングライツ事業に関する規程（令和6年3月12日総長裁定）第10条第5項の規定による対象施設等の決定、同規程第14条第3項の規定によるネーミングライツパートナーの決定（第24条第3項において準用する場合を含む。）、同規程第15条第1項の規定による契約の締結及び同規程第22条第1項による契約の解除については、施設担当の理事が専決するものとする。</u></p> <p>第12条 （同 左）</p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>くは国際担当の理事若しくは教育担当の理事又は国際・共通教育推進部長は、その事務を、国際・共通教育推進部の職員に専決させることができる。この場合において、学生担当の理事若しくは国際担当の理事若しくは教育担当の理事又は国際・共通教育推進部長は、その専決をさせる者及び範囲を定め、これを当該専決をさせる者に通知しなければならない。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>附 則 (令和6年3月総長裁定)</p> <p>この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項中「不正防止実施本部事務・DX推進室」を「不正防止実施本部事務室」に改める改正規定は令和5年4月1日から、第4条第1項の改正規定は令和4年4月1日から適用する。</p>